

農業用施設等届出書

提出部数 1部

自己の所有農地を農業用施設等（転用面積200㎡未満に限る）として利用する場合の届出

	添付書類	確認事項
1	土地の登記事項証明書 (法務局で発行する全部事項証明に限る) <u>*発行後3カ月以内のもの</u>	①申請土地の地番、地積等の確認 ②所有者の氏名、住所の確認 ③申請土地の取得年月日及び原因の確認
2	法務局保管の字限図（法務局で発行） <u>*発行後3カ月以内のもの</u>	※字界の土地については、隣接字限図も添付してください
3	隣接見取図	①法務局所管の字限図の写し等に、隣接地の地番・地目・所有者・耕作者を記入したもの ②里道は赤、水路は青で着色してください
4	付近見取図（位置図） 申請地の周辺の市街地及び営農の状況を表示した図面	①住宅地図等を利用し、申請地を色塗りしてください。 *申請地の位置、周辺の営農状況がわかるもの (1/2500の地図、住宅地図などを使用してください)
5	事業計画図	転用面積の妥当性を確認するため、 ①建築物(平面図、立面図、側面図、配置図等) ②進入路 ③用排水施設 ④申請土地の利用計画を、転用しようとする土地の形状に従って、全てを書き入れてください。配置物間の距離もご記入ください。 ※露天資材置場、農作業場の場合は何をどこに置くか明示する
6	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域に含まれていないことを証明する町長の証明書 (産業振興課で証明：300円)	※農業用施設を農振農用地域内の農地に建てる場合は、事前に農業振興地域の用途区分の変更を行ってください。用途区分変更後発行する「農振農業用施設用地に含まれていることの証明書」が必要です。
7	申請地に隣接する農地等がある場合 その土地の所有者と耕作者の同意書	所有者 耕作者
8	取水又は排水にかかる水利権者、水路管理者、漁業権者等の同意書	水利権者 ※申請地が集落界にある場合は両方の同意が必要です。
9	生活環境に影響を受ける者またはその代表者の同意書	区長 など ※申請地が集落界にある場合は両方の同意が必要です。
10	転用行為の妨げとなる権利を有する者(抵当権者、仮登記権者等)がある場合、その方の同意書	
11	地元農業委員の確認書	書類が全て揃ったら、書類一式をお持ちのうえ、地元農業委員さんに事情をよく説明し、確認書をもらってください。

*申請者または申請者のご家族が、農業者年金の受給者でないか、よくご確認ください

*農業委員会で審議するにあたり、このほかにも追加資料の提出をお願いすることがあります。

(裏面もあります)

***こんなときは・・・**

●申請者が、法人である場合		
12	法人の登記事項証明書	①申請者の氏名、住所、代表者 ②申請目的が定められた業務の範囲内か
13	定款又は寄付行為の写し	※原本証明が必要
●申請者が、登記簿上の所有者と異なる場合、所有権以外の権限に基づいて申請する場合		
14	申請者が権利を有することを証する書類	
●申請地が無断転用である場合		
15	始末書	無断転用の経緯などを記入
16	現況写真	※必ず四方から写真を撮り、申請地と隣地との境界を明確に示してください。
●申請地の一部分を転用する場合		
17	求積図	転用面積を小数点以下2桁まで確定させてください。
●他法令との調整が必要である場合		
18	申請地内に、町所管の里道・水路が含まれている場合(現存のまま存置する場合は添付不要)	官民境界協定申請書(写)
19	申請地に入出入りするために、水路に橋をかけるなどの措置をする必要がある場合	法定外公共物占用等許可書の写し (または申請書の表に受付機関の受付印が押印してあるものの写しを添付)
20	申請地に公衆用道路等が接する場合	道路法24条申請、道路法32条申請(必要に応じ)
21	その他、事業計画に係る行政庁の免許、許可、認可等の状況を確認する必要がある場合	許可書の写し、または申請書表に受付機関の受付印が押印してあるものの写しを添付
例：都市計画法、自然公園法・兵庫県自然公園条例、河川法、水質汚濁防止法(畜舎等)、緑豊かな地域環境の形成に関する条例(環境形成区域内の開発行為) など		
●申請地が土地改良区の地区内にある場合		
22	当該土地改良区の意見書	
●転用の目的にかかる事業の実施及び施設の利用によって付近の農業又は住民の生活環境に影響を及ぼすおそれが生ずる場合		
23	被害防除施設設置状況説明書	